

実家の「農業」を継承しませんか？

新規就農推進事業(後継者育成支援区分)を活用する場合の一例

市外で企業に就職



実家が農家。
親が高齢に…
家業が気になる。
Uターンして実家を
継ごうかなあ。

本気なら自分の技術を継承させよう。独立させてもいいし、経営の継承も考えてみるか。



まずは、研修機関で基礎知識や最新の技術など学ばせてから、実家で研修かな。

家族で協議

家族経営協定

親元就農(親元研修1年)

県立農業担い手育成センター
経営レベルアップ研修
(四万十町・3か月以上)



親元での研修
(安芸市・9か月以上)

就農

研修後2年以上
就農を継続

求める人材 (3人程度)

下記の①、②に該当する子弟に、親の指導などによる農業研修を実施し、家族での経営を目指していくご家族の方

- ①農外のお他産業に従事しているが離職して、農業の道を目指す
- ②県外に転出している子に安芸に帰ってきてもう

■対象農業者

- ・認定農業者等で子弟に研修を実施できる者
- ・自らの子弟をUターン就農させること
- ・家族経営協定を締結し、それぞれの責任と役割を明確にし、利益の配分を行うこと

■対象農家子弟

- ・15歳以上65歳未満
- ・対象農業者の3親等以内にあたること
- ・親元での研修後、その農業経営を継承又は独立・自営就農すること

私たちがサポートします
(安芸市担い手支援協議会)

安芸市担い手支援協議会(安芸市、JA高知県、安芸農業振興センター、NOSAI高知安芸支所等)が、就農に向けてサポートしていきます

平成28年～
6名の方が制度を利用
ナス5件、ミョウガ1件



問い合わせ先：安芸市担い手支援協議会(事務局:安芸市農林課)



高知県安芸市矢ノ丸1-4-40

電話 0887-35-1016 FAX 0887-35-4445

E-mail norin@city.aki.kochi.jp

親元研修の事例

小原家（土居地区）

親元就農応援区分を活用。息子の拓さんが、四万十町にある高知県農業に担い手育成センターで3カ月研修。栽培管理の基礎知識や経営管理等について学んだ。

その後、親元に帰り父親の指導により父親の経営するハウスでナスの実践研修を開始。



・指導農業者（父）

県外で就職していた息子から、自分もナスをやりたいと相談があった。息子が自分で決めた道であり、これまで自分が築いてきたものを引き継ぐこともできるので、家族で農業経営していくこととした。

自分の世界だけでなく、農業を広く知ってほしかったので、農業担い手育成センターでの3カ月研修から始めることとした。

・研修生（子）

農業大学を経て、関西の市場で就職し、販売担当をしていたが、業務として農業者と関わる中で、自分で一から作物を育てることや、農業経営に強く興味を持つようになった。地元の農業者の高齢化を目にしたことから、自分自身の就農や産地の維持を考えるようになった。

これからは、ナスの後継者として産地に貢献していきたい。将来は、親の農業経営を継承し、規模拡大も図っていきたい。

安芸市の就農支援等

◆就農前の支援◆

■農業大学学費補助

安芸市出身の方で、高知県立農業大学校に就学し、卒業後、本市において就農する方に対して、2年間の授業料1/2を補助します。

◆就農後の支援◆

■新規就農推進事業（後継者育成支援区分）

子弟を県外等からUターン就農させ、経営体の後継者として育成を行う認定農業者等に対して親元就農支援金を給付します（120万円、1回限り）。

家族経営協定

家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。



家族それぞれの責任、役割を明確に。
利益配分等の取り決めを行う。
内容は自由。
家族で話し合っ決めていく。

〇〇家 家族経営協定書(例)

- 第1条 協定の目的
- 第2条 経営方針
- 第3条 役割分担
- 第4条 利益の配分

農業経営から生じた収益について、毎月〇日に
〇〇家の協議の上で定めた下記の額を各々へ支払うものとする。

A 万円 B 万円

第〇〇条 将来の経営移譲

年 月 日	A 氏名	印
	B 氏名	印